

京都市中央卸売市場第二市場規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 214 号

京都市中央卸売市場第二市場規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場第二市場規則の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「課長補佐」の右に「, 担当課長補佐又は担当係長」を加える。

第4条第4項中「係長」を「担当課長補佐, 係長及び担当係長」に改める。

第5条中「又は係長」を「, 担当課長補佐, 係長又は担当係長」に改める。

第7条中「係長」を「担当課長補佐, 係長及び担当係長」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)